

ガス温水機器の対象範囲・区分について (案)

目次

1. **ガス温水機器の対象範囲（適用除外）について**
2. **ガス温水機器の区分について**

目次

- 1. ガス温水機器の対象範囲（適用除外）について**
2. ガス温水機器の区分について

1 - 1. ガス温水機器の対象範囲に関する基本的な考え方

- 「特定機器に係る性能向上に関する製造事業者等の判断基準の策定・改定に関する基本的な考え方について」（第10回総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会平成19年6月18日改定）の原則（以下「原則」という。）に基づき対象範囲を設定する。
- 2025年度基準では、主に市場での使用割合が極度に小さいことを理由として下記の機種を適用除外としている。

<「特定機器に係る性能向上に関する製造事業者等の判断基準の策定・改定に関する基本的考え方について」（抜粋）>

原則 1. 対象範囲は、一般的な構造、用途、使用形態を勘案して定めるものとし、①特殊な用途に使用される機種、②技術的な測定方法、評価方法が確立していない機種であり、目標基準値を定めること自体が困難である機種、③市場での使用割合が極度に小さい機種は、原則として対象範囲から除外する。

<2025年度基準において適用除外の機種>

- ①貯蔵式湯沸器
- ②JIS S 2109(2019)又はJIS S 2112(2019)の対象となるもの以外のもの
- ③ 業務用のもの
- ④ 都市ガスのうち、13Aのガスグループに属さないガスを燃料とするもの
- ⑤ ガス瞬間湯沸器のうち通気方式が自然通気式であって、給排気方式が開放式以外のもの
- ⑥ ガスふろがまのうち次のいずれかに該当するもの
 - ・ 給湯の機能を有しないもの
 - ・ 通気方式が自然通気式のもの
 - ・ 循環方式が自然循環式のもの
 - ・ 屋内に設置する構造のもの
- ⑦ 暖房の用のみに供するもの

1 - 2. ガス温水機器の次期基準における対象範囲（案）

- 2025年度基準で適用除外とされている機種の出荷台数はいずれも減少傾向あるいは0台であるため、これらについては次期基準においても引き続き適用除外とする。

<2025年度基準において適用除外の機種の出荷台数・出荷比率>

		上段：出荷台数 / 下段：総出荷台数に占める出荷比率		
		2013年度 (区分Bは2009年度)	2017年度 (区分Bは2009年度)	2022年度
ガス瞬間湯沸器	通気方式が自然通気式で、給排気方式が開放式のもの (区分B)	123 (0.0030%)	0	0
ガスふろがま	給湯の機能を有しないもの (区分E,F,G)	58,869 (1.73%)	38,665 (1.16%)	23,413 (0.65%)
	通気方式が自然通気式のもの (区分E,F,G,J,K,L)	-	-	-
	循環方式が自然循環式のもの (区分M)	146,519 (4.30%)	106,148 (3.17%)	75,079 (2.10%)
	屋内に設置する構造のもの	104,008 (3.05%)	77,498 (2.32%)	56,446 (1.58%)
暖房の用のみに供するもの		38,760 (1.14%)	32,038 (0.96%)	33,123 (0.93%)
(参考) ガス温水機器の総出荷台数		3,408,032	3,343,837	3,575,489

※一般社団法人日本ガス石油機器工業会自主統計等に基づき作成

※2025年度基準において適用除外とされている機種のうち、「③都市ガスのうち、13Aのガスグループに属さないガスを燃料とするもの」は、データ制約により集計が困難であるため、業界団体へのヒアリングによって出荷状況を定性的に把握した。

目次

1. ガス温水機器の対象範囲（適用除外）について
2. ガス温水機器の区分について

2-1. ガス温水機器の区分設定に関する基本的な考え方

- 原則2、4、5に基づき、区分を設定する。

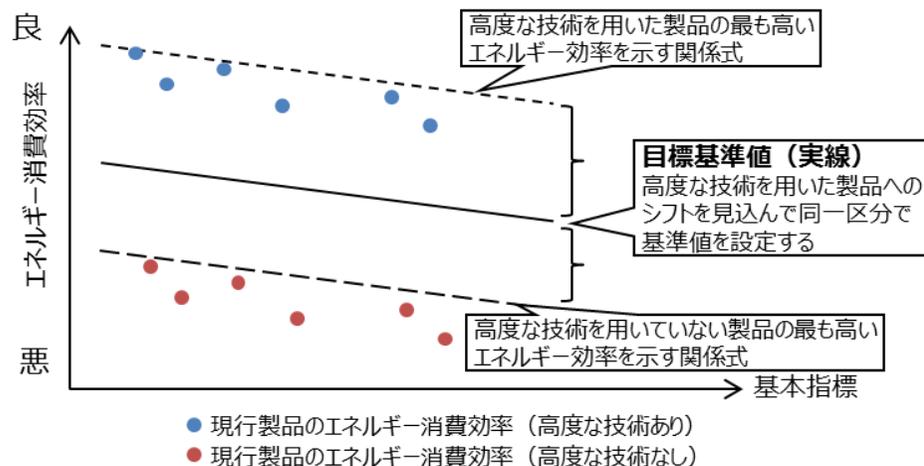
＜「特定機器に係る性能向上に関する製造事業者等の判断基準の策定・改定に関する基本的考え方について」（抜粋）＞

原則2. 特定機器はある指標に基づき区分を設定することになるが、その指標（基本指標）は、エネルギー消費効率との関係の深い物理量、機能等の指標とし、消費者が製品を選択する際に基準とするもの（消費者ニーズの代表性を有するもの）等を勘案して定める。

原則4. 区分設定にあたり、付加的機能は、原則捨象する。ただし、ある付加的機能の無い製品のエネルギー消費効率を目標基準値として設定した場合、その機能を有する製品が市場ニーズが高いと考えられるにもかかわらず、目標基準値を満たせなくなることにより、市場から撤退する蓋然性が高い場合には、別の区分とすることができる。

原則5. 高度な省エネ技術を用いているが故に、高額かつ高エネルギー消費効率である機器等については、区分を分けることも考え得るが、製造事業者等が積極的にエネルギー消費効率の優れた製品の販売を行えるよう、可能な限り同一の区分として扱うことが望ましい。

原則5のイメージ



2-2. ガス温水機器の次期基準における区分設定（案）

- 2025年度基準では、エネルギー消費効率に影響がある機能であり、かつ消費者ニーズの代表性を有する要素である、使用用途の種別、通気方式、循環方式、給排気方式に基づき、4区分を定めている。
- これら要素に従った出荷台数実績について、2025年度基準策定時に参照した2016年度実績値と、2022年度実績値を比較すると、区分ごとの出荷台数の傾向に大きな差異はない。
- 区分ごとの出荷傾向が変わらないことから、**次期基準においても2025年度基準と同様の4区分**とする。

＜2025年度基準における区分毎の出荷台数＞

ガス温水機器の種別	通気方式	区分名	上段：出荷台数（台） 下段：総出荷台数に占める出荷比率	
			2016年度	2022年度
ガス瞬間式	自然通気式	I	328,370 (11.0%)	252,478 (7.8%)
	強制通気式	II	1,028,006 (34.5%)	1,106,186 (34.3%)
ガスふろがま (給湯付のものであつて強制通気式のもの)		III	1,228,309 (41.2%)	1,450,531 (45.0%)
ガス暖房機器 (給湯付のもの)		IV	395,372 (13.3%)	412,977 (12.8%)

(参考) 現行区分における区分設定

- 現行基準では、エネルギー消費効率に影響がある機能であり、かつ消費者ニーズの代表性を有する要素である、使用用途の種別、通気方式、循環方式、給排気方式に基づき、区分を定めている。出荷台数の減少等の理由により、第2回WGにおいて区分の再設定を行った。

ガス温水機器の種別		通気方式	循環方式	給排気方式	区分名
ガス瞬間湯沸器	自然通気式	/	/	開放式	A
				開放式以外のもの	B
	強制通気式	/	/	屋外式以外のもの	C
				屋外式	D
ガスふろがま	給湯付のもの以外	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）	E
				密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）	F
				屋外式	G
		強制通気式	自然循環式	H	
			強制循環式	I	
	給湯付のもの	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）	J
				密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）	K
				屋外式	L
		強制通気式	自然循環式	M	
			強制循環式	N	
屋外式	O				
ガス暖房機器	給湯付のもの以外	/	/	/	P
	給湯付のもの	/	/	/	Q

※ 青色網掛けの区分は、2025年度目標基準の区分から適用除外としたもの。